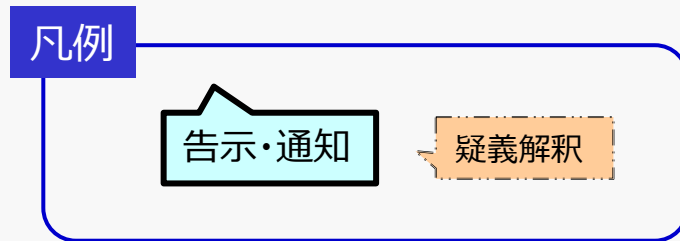


# 日医工医療行政情報

<https://stu-ge.nichiiko.co.jp/>

## 調剤報酬全点数解説（2022年度改定版） 「吸入薬指導加算」

作成：日医工株式会社（公社）日本医業経営コンサルタント協会認定 登録番号第6411号 河野誠  
 日医工株式会社（公社）日本医業経営コンサルタント協会認定 登録番号第6345号 寺坂裕美



資料No.20220415-1071-1

（4月15日更新）  
 ・2022年度改定に合わせて内容を更新しました。

本資料は、2022年4月13日迄の情報に基づき、日医工（株）が編集したものです  
 が、その正確性等について保証するものではありません。本資料のご利用により、直接  
 または間接に損害が発生したとしても、一切の責任は負いかねます

| 内容  | 点数         |
|---|------------|
| <p>喘息又は慢性閉塞性肺疾患の患者で、吸入薬の投薬が行われているものに対し、算定要件を満たした上で文書及び練習用吸入器等を用いて、必要な薬学的管理及び指導を行った際、<b>3月に1回「服薬管理指導料」に加算</b>（この場合、服薬情報等提供料は<b>算定不可</b>）<br/>                     （患者に<b>他の吸入薬</b>が処方された際、必要な吸入指導等を別に行ったときは、<b>前回の吸入薬指導加算の算定から3月以内</b>であっても<b>算定可</b>）</p> | <b>30点</b> |

【算定要件】

【2020/3/31疑義解釈その1】  
 同一月にかかりつけ薬剤師指導料を算定した患者に当該薬局の**他の薬剤師が指導した場合も算定不可**

